

お知らせ 自動通話録音装置の貸出

問 町民生活課(役場2階)
☎823-9219 FAX.823-7927

振込め詐欺・還付金詐欺・悪質勧誘の防止に効果がある、警告メッセージ付自動通話録音装置を無料で貸し出します。65歳以上の高齢者で自動通話録音装置を希望する人は、町民生活課に相談してください。

- 費用 無料
- 対象 町内在住で日中、65歳以上の高齢者のみになる世帯

お知らせ 児童扶養手当を受給されている人へ～現況届の提出をお忘れなく～

問 こども課(役場1階)
☎823-9227 FAX.823-9627

ひとり親家庭などが対象の「児童扶養手当」を現在受給している人は、8月に現況届を提出する必要があります。この届は、受給資格の要件を確認するための大切な手続きです。該当者には7月末に書類を送付していますので、8月中に手続きをしてください。

お知らせ 国保への加入脱退の届け出を忘れずに!

問 住民課(役場1階)
☎823-9206 FAX.823-9627

- 次のような場合、国保加入の届け出が必要です。
 - ①ほかの市町村から転入したとき
 - ②職場の健康保険の適用を受けなくなったとき
 - ③家族の職場の健康保険などの被扶養者からはずれたとき
- 注意点
 - ・保険税は、国保の資格を取得した日から発生します。届け出をしたときからではありません。
 - ・保険証がないため、医療費の窓口負担金が一時的に「全額自己負担」となります。
- 次のような場合、国保脱退の届け出が必要です。
 - ①ほかの市町村に転出するとき
 - ②職場の健康保険の適用を受けるようになったとき
 - ③家族の職場の健康保険の被扶養者になったとき
- 注意点
 - ・脱退ができていないと、保険税を正しく計算することができないため、本来納付する必要のない保険税を支払ってしまうことがあります。
 - ・国保資格を失っているのに、保険証を使用した場合、国保が負担した医療費を返金する手続きが必要な場合があります。

お知らせ 令和3年度 狂犬病予防注射

問 町民生活課(役場2階)
☎823-9219 FAX.823-7927

狂犬病は人に感染し、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。毎年1回6月30日までに狂犬病予防注射を

受けさせることが義務付けられており、海田町から交付された注射済票は飼犬に付けておかなければなりません。令和3年度の狂犬病予防注射は、緊急事態宣言などにより6月30日までに狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった場合は、8月末までに動物病院で狂犬病の予防注射を受けるようにお願いします。8月末までに注射を行うことができない場合は、町民生活課へ相談してください。

お知らせ 家計調査にご協力を

問 広島県総務局統計課
☎513-2534

家計調査は、総務省が実施している統計調査で、無作為に抽出された全国約9千世帯を対象に毎月の家計の収入・支出、貯蓄・負債などを調査(6カ月間、家計簿への記入(単身世帯:3カ月間))します。調査の結果は国や地方公共団体のほか、民間企業などで個人消費の基礎資料として広く利用され、新型コロナウイルス感染症の影響を把握するためにも必要不可欠なものです。8月から広島県知事が任命した家計調査の調査員が名簿作成のため、国信の一部の地域の世帯を訪問します。調査へのご理解、ご協力をお願いします。

お知らせ 罹災証明書の発行

問 総務課(役場2階)
☎823-9202 FAX.823-9203

令和3年7月の大雨によって家屋などに被害を受けた人に「罹災証明書」を発行します。申請手続きについては海田町ホームページまたは電話で確認してください。

お知らせ 被災ごみの処理

問 環境センター
☎823-4601 (FAX兼用)

令和3年7月の大雨で被災され、被災ごみ(家屋などに流入した土砂・草木、浸水した家財など)がある人は回収しますので、環境センターへ連絡してください。●必要書類 罹災証明書または、罹災申請書のコピー

お知らせ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

問 こども課(役場1階)
☎823-9227 FAX.823-9627

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯を支援するため子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給対象者の該当要件によって、申請手続が異なります。くわしくは海田町ホームページを確認してください。

お知らせ 下水道事業受益者負担金

問 上下水道課(役場2階)
☎823-9214 FAX.823-9839

8月は一括納付・分割納付第1期分の納付の月です。
●今年度に賦課対象区域になった人
下水道事業受益者負担金は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、一括で納めると報奨金が交付されます。報奨金を差し引いた一括納付用の納付書と分割納付用の納付書を同時に7月下旬に送付しましたので、いずれかを選んで、納期限(8月31日(火))までに納付してください。
●昨年度以前に賦課対象区域になった人
分割納付用の納付書を7月下旬に送付しましたので、納期限(8月31日(火))までに納付してください。
※受益者・住所などの変更
受益者負担金の納付途中または徴収猶予期間中に、売買などの理由により受益者に変更があった場合は、必ず「受益者変更届」を提出してください。
提出のない場合は、引き続き負担することになります。
住所を変更した場合にも「住所等変更届」を提出してください。

お知らせ 離婚を考えている人・ひとり親家庭など対象の相談会・講座

問 こども課(役場1階)
☎823-9227 FAX.823-9627

- 就職・転職のための個別相談会
 - 日時 8月18日(水)13時30分～16時 広報かいた7月号で掲載した会場から変更となっています。(変更後:ひまわりプラザ3階スタジオ)
- 離婚前後親支援講座(託児あり)
 - 日時 8月22日(日)13時30分～16時30分
- ひとり親家庭のための弁護士巡回相談会
 - 日時 8月22日(日)10時～12時15分
- くわしい情報や申し込みは、広島県ひとり親家庭サポートセンターへ。
予約が必要です。定員があるので、早めに予約してください。(いずれも無料)
- 問い合わせ 広島県ひとり親家庭サポートセンター TEL227-2377(FAX兼用)

安心・便利・確実な口座振替を!

口座振替できる町税など	担当課	電話番号
個人の町県民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)	税務課 収税対策室(役場1階)	☎823-9226
介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)	長寿保険課(役場1階)	☎823-9609
保育料、副食費(公立分のみ)	こども課(役場1階)	☎823-9227
町営住宅(駐車場)使用料、高架下駐車場使用料	都市整備課(役場2階)	☎823-9634
水道料金(下水道使用料を含む)、下水道事業受益者負担金、水洗便所設備資金貸付償還金	上下水道課(役場2階)	☎823-9214

海田町では、町税などの納付に口座振替を推進しています。口座振替にすれば、わざわざ役場や金融機関に向向かなくても、自動的にあなたの口座から引き落とされます。うっかり納め忘れる心配もありません。一度申し込むと、翌年度以降も引き落としを継続します。ぜひ利用してください。

8月の納税など

国民健康保険税 第2期
介護保険料 第2期
後期高齢者医療保険料 第2期
町県民税 第2期
納期限は8月31日(火)です。

平成30年7月豪雨災害義援金、令和2年7月豪雨災害義援金、令和3年7月大雨災害義援金

お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災地支援に使われます。

- 社会福祉課(役場1階) ☎823-9207
- 海田町社会福祉協議会 ☎820-0294

- 受け付け
海田町役場・海田町社会福祉協議会(福祉センター内)
8時30分～17時(月～金曜日)※祝日は除く。
各公民館
8時30分～17時(月～土曜日)※祝日は除く。
図書館
9時30分～19時(火～金曜日)
9時30分～17時(土・日曜日、祝日)
ひまわりプラザ
9時～17時(月～土曜日)※祝日は除く。
- 主な義援金総額(7月7日までの累計)
平成30年7月豪雨災害義援金 1,938,857円
令和2年7月豪雨災害義援金 138,726円